

「公設宮代福祉医療センター」  
指 定 管 理 者 水 準 書

宮 代 町



# 公設宮代福祉医療センター指定管理者水準書

公設宮代福祉医療センターの指定管理者が行う業務の内容等については、この水準書のとおりとする。

## 1 趣旨

本水準書は、公設宮代福祉医療センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲、履行方法等について定めることを目的とする。

## 2 施設の概要

- (1) 名称：公設宮代福祉医療センター
- (2) 所在地：埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀177番地
- (3) 建物構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建
- (4) 延床面積及び敷地面積：7,334 m<sup>2</sup> 8,950 m<sup>2</sup>
- (5) 機能：
  - ①診療所
  - ②介護老人保健施設
    - 居宅サービス（介護・予防）
      - 通所リハビリテーション
      - 短期入所療養介護
      - 訪問リハビリテーション
    - 居宅介護支援（介護・予防）
      - 居宅介護支援
    - 施設サービス（介護）
      - 介護老人保健施設
  - ③訪問看護ステーション（介護・予防・医療）
    - 訪問看護

## 3 業務時間及び休日等

下記「7. 指定管理者が行う業務内容」を参照のこと。

## 4 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

## 5 施設の管理運営に関する基本的な考え方

公設宮代福祉医療センターを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って管理を行うこと。

- (1) 公設宮代福祉医療センターは、住民の健康の保持及び増進を図るための保健、医療、福祉の包括的施設であり、乳幼児から高齢者まで誰もが住み慣れた環境の中で、生きがいをもって暮らせる社会を目指す施設であるという施設の設置目的に基づい

- た管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
  - (3) 少子高齢社会への対応、子育て支援、介護保険制度の適正な運用などを重視し、地域における保健、医療、福祉の総合的な支援を行うこと。
  - (4) 休日及び夜間時の時間外診療に対応し、かつ緊急の場合の一時的入院に対応できる医療施設を運営すること。
  - (5) 関係機関との連携を図った運営を行うこと。
  - (6) 公設宮代福祉医療センターの効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理運営が図られるものであること。
  - (7) 利用者の平等な利用を確保し、利用者に対して適切な支援を行うこと。
  - (8) 地域住民や利用者の意見・要望等を管理運営に反映させること。
  - (9) 業務に関して取得した利用者個人に対する情報は、適切に取り扱うこと。
  - (10) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、町と協議を行うこと。
  - (11) 災害時における災害医療拠点施設となること。

## 6 法令等の遵守

公設宮代福祉医療センターを管理運営するにあたり、本水準書のほか、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法及び施行令、施行規則
- (2) 宮代町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び施行規則
- (3) 公設宮代福祉医療センター設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）
- (4) 宮代町個人情報保護条例及び施行規則
- (5) 宮代町情報公開条例及び施行規則
- (6) その他（医療法・介護保険法・老人福祉法・健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律等）

## 7 指定管理者が行う業務内容

### 1) 施設、設備及び物品の維持管理について

指定管理者と町の役割分担は、原則として次のとおりとし、①から⑨の業務を行う。

項目	指定管理者	町
施設（建物、工作物、設備、備品等）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む）	○	
施設の修繕	○	○
備品及び物品の購入	○	○
安全衛生管理	○	
業務に関連して取得した利用者等の個人情報漏えい等に対する対応全般	○	
事故、火災、その他災害による施設損傷の回復	△注1	○

施設利用者の被災に対する責任	△注2	○注3
施設の建物災害共済（建物・収容動産）		○
包括的な管理責任		○

注1) 自己の責めに帰すべき事由による場合

注2) PL法関連責任に関すること

注3) 施設賠償責任に関すること

①利用者及び職員が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持及び管理業務

②施設内の清掃業務

ア 日常清掃（日常的に必要な清掃）

イ 定期清掃（ガラス清掃、床清掃、空調機器フィルタ清掃等定期的に必要な清掃業務）

③施設の保守点検業務（建物、空調機器、電気設備、自動車、消火器等）

④施設内の機器類の保守点検業務（印刷機器・コピー機器・電算機器等）

⑤施設の修繕

1件の価格が20万円未満の修繕は、指定管理者が行うものとする。修繕を行った場合には、その内容について町に報告するものとする。なお、緊急に大規模な修繕等が必要となったものについては、把握した段階で速やかに町に報告し協議すること。

⑥備品及び物品の購入及び管理

1件の価格が20万円未満の備品は、指定管理者が購入するものとし、その所有は指定管理者に属するものとする。なお、町の所有に帰属する備品及び物品については、宮代町財産規則に基づき適切に管理すること。また、緊急に高額な備品及び物品の購入が必要となった場合には、速やかに町に報告し協議すること。

⑦施設の警備に関する業務

⑧施設の防火、災害等に関する業務

ア 各施設に管理責任者及び防火責任者を配置すること。

イ 防火、災害に関する防災計画の作成、非難訓練等を実施すること。

⑨駐車場の管理

## 2) 施設における管理業務の範囲及び内容について

(1) 診療所（医療法第1条の5第2項）に関すること（設置管理条例第2条）

①診療科目：内科・小児科・外科・整形外科

②業務内容

- ・ 初期診療並びに療養の指導及び相談
- ・ 健康診断及び健康相談
- ・ 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- ・ 処置、手術その他の治療

- ・予防接種
- ・診療所への収容
- ・休日及び夜間における診療
- ・在宅における医療の提供
- ・その他町長が必要と認めるもの

③業務日等

業務日	業務時間	備考
月曜日から 金曜日まで	午前9時から正午まで 午後2時から午後4時まで	国民の祝日を定める法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。
土曜日	午前9時から正午まで	

\*ただし、休日及び夜間等時間外診療に対応するため、上記業務時間以外も随時適切に対応すること。

④病床数：19床

⑤食事の提供

施設内の厨房において、指定管理者が業務委託した者の調理する食事を配膳するものとする。

(2) 介護老人保健施設（介護保険法第8条第25項）に関すること（設置管理条例第3条）

①業務内容

■居宅サービス

【通所リハビリテーション（同法第8条第8項、法第8条の2第8項）】

居宅要介護者及び要支援者に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション

【短期入所療養介護（法第8条第10項、法第8条の2第10項）】

居宅要介護者及び要支援者に対し、施設に短期入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話及び支援

【訪問リハビリテーション（法第8条第5項、法第8条の2第5項）】

居宅要介護者及び要支援者に対し、その方の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション

■居宅介護支援

【居宅介護支援（法第8条第21項、法第8条の2第18項）】

居宅要介護者及び要支援者に対し、居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、要介護者等から依頼を受けて居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、連絡調整その他の便宜の提供

■施設サービス

【介護老人保健施設（法第8条第25項）】

入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話、その他必要な医療

②業務日等

業務内容	業務日	業務時間	備考
通所リハビリテーション（介護・予防）	月曜日から土曜日まで	午前9時から午後4時まで	国民の祝日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。
短期入所療養介護（介護・予防）	毎日	24時間体制	
訪問リハビリテーション（介護・予防）	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時30分まで	国民の祝日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。
居宅介護支援（介護・予防）	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時30分まで	
介護老人保健施設（介護）	毎日	24時間体制	

③定員（定員の決まっているサービス）

ア 通所リハビリテーション：要介護者・要支援者 通所定員40名／日

イ 居宅介護支援：要介護者70件、要支援者16件

ウ 介護老人保健施設・短期入所療養介護：入所定員80名

（内訳：一般棟40名／認知症棟40名）

④食事の提供

施設内の厨房において、指定管理者が業務委託した者の調理する食事を配膳するものとする。

(3) 訪問看護ステーションに関すること

(設置管理条例第4条)

①業務内容

【訪問看護（介護保険法第8条4項・同法第8条の2第4項、健康保険法第88条第1項）】

居宅要介護者及び要支援者に対し、その方の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助

②業務日等

業務日	業務時間	備考
月曜日・火曜日・ 木曜日・金曜日	午前8時30分から 午後5時30分まで	国民の祝日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。
水曜日・土曜日	午前8時30分から 午後0時30分まで	

(4) 第三者への業務委託について

指定管理者は、喫茶・売店部分における物品販売業務及び厨房部分における給食配膳業務を、第三者に請け負わせることができる。

(5) 職員の配置について

①センター長（管理者1名）

施設に専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。

②診療所（基準 医師1名、看護師1名）

医療法第7条第1項に規定された診療所開設許可に必要な人員配置数及び資格免許取得者

③介護老人保健施設【基準 定員80名に対し、医師1名、介護職及び看護職27名（うち看護職2/7）】

介護保険法第94条第1項に規定された、指定介護老人保健施設としての事業認定に必要な人員配置数及び資格免許取得者

なお、通所リハビリテーション（基準 定員40人に対し、介護職、看護師、理学療法士、作業療法士4名以上）、短期入所療養介護（基準 介護老人保健施設と同様）、訪問リハビリテーション（基準 診療所の指定に含む）、居宅介護支援（基準 ケアマネージャー1名）における職員は、同法第41条第1項及び第72条第1項に規定された、指定居宅サービス事業者としての指定に必要な人員配置数及び資格免許取得者

④訪問看護ステーション（基準 看護師2.5人）



介護保険法第41条第1項及び健康保険法第89条第1項に規定された、指定居宅サービス事業者としての指定に必要な人員配置数及び資格免許取得者

(6) 環境への対応について

管理業務の遂行にあたっては、町の取組みに基づき、次のような環境への配慮に留意すること。

- ①省エネルギー、省資源、廃棄物の減量及びリサイクルを推進し、温室効果ガスの削減を図ること。
- ②環境に優しい物品の購入を推進すること。

(7) 情報の管理について

施設の管理運営の透明性を確保するため、適正な情報の管理を行うこと。

(8) 個人情報保護について

個人情報保護の重要性を全職員に周知・徹底し、これが漏えいすることのないよう必要な対策を講じること。

(9) 医療事故等への対応について

運営上、発生した事故については、指定管理者が責任をもって対応すること。そして速やかに、町へ報告すること。

## 8 利用料金等の收受

設置管理条例第7条により、指定管理者は、施設の管理運営に伴う利用料金及び事業収入を收受できるものとする。

## 9 指定管理料

指定管理料は、上記利用料金をもって充てるものとする。ただし、公設宮代福祉医療センターにかかる収支については、経理を区分して管理すること。

## 10 運営健全化交付金の支払

公設宮代福祉医療センター運営健全化交付金交付要綱第1条及び第2条により、町は指定管理者に対し、下記交付金を支払うものとする。

- (1) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第5条に基づく普通交付税の基準財政需要額に算入される診療所の数及び病床数により算出される額に相当する額
- (2) 一会計年度において支出額が収入額を上回る場合は、その上回った額のうち、町長が審査し適当と認める額

## **1 1 純利益の処分**

指定管理者は、一会計年度の事業決算において、収入額が支出額を上回る場合は、当期純利益の20%相当額を、町に納付するものとする。

## **1 2 業務報告**

- (1) 町は、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して、必要に応じて報告を求めることができる。
- (2) 指定管理者の業務内容に改善が必要と認める場合は、町は実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。
- (3) 町が実施するモニタリングに対して必要な協力を行うものとする。

## **1 3 協議**

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は町と協議し決定することとする。

## **1 4 その他**

指定管理者は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成26年6月25日法律第83号）の実施に関し、町と必要な協議を行うものとする。